

平成26年6月定例会 環境対策特別委員会（事前）  
平成26年6月23日（月）  
〔委員会の概要〕

丸若委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。（10時41分）  
直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきまして、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①）

【報告事項】

- 旧吉野川流域下水道管渠破損事故について（資料②）

福井県民環境部長

お手元にお配りをいたしております環境対策特別委員会説明資料によりまして、6月定例県議会に提出を予定いたしております環境対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。私からは、歳入歳出予算の総括表及び県民環境部関係についての御説明を申し上げ、それ以外の関係につきましては、各所管部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

お手元の説明資料1ページをお開きください。一般会計・特別会計の歳入歳出予算についてでございます。一般会計の補正総額は、総括表の補正額の一番下の計欄に記載のとおり、8,310万5,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、47億275万3,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、県民環境部関係について、御説明申し上げます。県民環境部といたしましては、7,810万5,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、17億7,860万5,000円となっております。

次に、各課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。3ページをお開きください。まず、環境首都課関係でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄①のア、新規事業、とくしまショッピングスタイル転換事業として、297万2,000円を計上いたしております。これは、循環型社会構築に向けて、レジ袋削減のための具体的な取組を推進するとともに、消費者に対する環境教育・啓発を行うものでございます。

次に、同じ摘要欄①のイ、新規事業、電気自動車充電スタンド整備事業として、1,000万円を計上いたしております。これは、地球温暖化対策に加え、災害時における地域の防災機能強化にも資する電気自動車の普及促進を図るため、新たに充電スタンドを整備す

るものでございます。環境首都課の補正後の総額予算は、11億9,599万8,000円となります。

次に、環境指導課関係でございます。目名、環境衛生指導費の摘要欄の①廃棄物ゼロ社会づくり推進費のア、とくしま海岸漂着物地域対策推進事業として、6,513万3,000円を計上いたしております。これは、県内の海岸部における海岸漂着物の回収・処理事業及び発生抑制対策に関する事業を実施するものでございます。環境指導課の補正後の予算総額は、2億6,541万4,000円となります。

6ページをお開きください。その他の議案等につきまして御説明いたします。平成25年度繰越明許費繰越計算書でございます。去る2月の定例県議会で御承認を頂きました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、左から4列目の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、4億4,645万3,600円に確定いたしました。その内訳を御説明いたします。環境首都課所管の一般環境対策費では、メガソーラーなどの整備に対する補助や、防災拠点への自然エネルギー設備の導入に要する経費として、4億4,645万3,600円を繰り越しております。

これらの事業につきましては、補助対象者等の諸事情による事業施行の遅れなど、計画に関する諸条件から所要の事業費を繰り越したものであり、今後とも事業の早期完了に向けて努力をしておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今議会に提出を予定いたしております案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。よろしく、御審議のほどお願い申し上げます。

#### 梅崎農林水産部副部長

農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料の1ページをお開きください。平成26年度一般会計補正予算案についてでございます。農林水産部といたしましては、今回、500万円の増額をお願いしてございまして、補正後の予算総額は23億6,368万5,000円となります。また、補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。4ページの下段、農村振興課関係で、（目）農業総務費の摘要欄①アの鳥獣被害防止総合対策事業におきまして、猿の特性に応じた適切かつ有効な被害対策を実践する技術者の育成や、野生鳥獣の進入抑制に効果のある緩衝帯の整備に要する経費といたしまして500万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。平成25年度繰越明許費繰越計算書についてでございます。最下段に記載のとおり、8億3,092万490円の繰越額が確定いたしましたので、御報告するものでございます。これらの繰越事業につきましては、早期の完成に向けまして最善の努力をしておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。以上で、農林水産部関係の説明を終わらせていただきます。報告事項はございません。

#### 小林県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。説明資料の8ページをお開きください。平成25年度繰越明許費繰越計算書でございます。平

成26年2月定例会におきまして、繰越予定額の議決を頂いたところでございますが、その後も年度内の事業進捗に努め、それぞれお認めいただいた額の範囲内で繰越額が確定いたしました。一般会計におきましては、翌年度繰越額の合計の欄に記載しておりますとおり、1,713万5,000円となっております。

続きまして、9ページを御覧下さい。流域下水道事業特別会計におきましては、1億3,525万3,200円の繰越額となっております。

続きまして、10ページをお開き下さい。平成25年度事故繰越繰越計算書でございます。流域下水道事業特別会計におきましては、5,525万円の繰越額となっております。この度、繰り越しました事業につきましては、事業効果を発現できますよう、早期の完成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、提出を予定しております県土整備部関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、この際、1点御報告をさせていただきます。旧吉野川流域下水道管渠破損事故についてでございます。お手元の資料1を御覧ください。事案の発生概要につきましては、5月10日に、国土交通省徳島河川国道事務所が実施する旧吉野川堤防耐震対策工事で打設した鋼矢板により、流域下水道の下水管を破損したものであり、翌11日に損壊箇所が特定されたものでございます。破損した下水管は、鳴門市大津町の大津橋下流の旧吉野川左岸、河床下5メートル、水面からは11メートル下に埋設している内径1.35メートル、外径2メートルの幹線管渠きよでございます。

この事故により、下水管の中は通常は1時間当たり50トン程度の流量のところ、破損箇所から、1時間当たり300トン程度の河川水が流入している状況にありますが、これまでのところ、下水道利用者への支障は生じておらず、また、破損箇所周辺や下水道処理水の水質についてモニタリング調査を継続的に行っており、周辺水域への影響はございません。

応急対策といたしましては、資料下側の図面でございますように、5月26日より、徳島河川国道事務所が上流からの汚水の流れを確保するための仮のバイパス管を設置するとともに、下水管への河川流入水を止めるため、破損箇所の両端のマンホール部で下水管を閉塞する工事を実施しており、7月上旬には完成する見込みであります。

県といたしましても、関係機関と連携・協力しながら、幹線管渠の早期復旧に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 丸若委員長

以上で、説明等終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑は提出予定議案に関する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがありますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきましては委員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑が終わってなお時間がある場合、又は重要案件については委員長の判断で弾力的な運用を行うこととするとの申合せがなされておりますので、議事進行につき御配慮のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

## 大西委員

ただいま、今議会に係るものについて説明を頂きまして、県民環境部関係で新しいマル新の事業がありますけども、とくしまショッピングスタイル転換事業ということで297万2,000円、これは御説明によりますとレジ袋削減を行っていく事業のようにお伺いをいたしました。予算的に297万、三百万ほどですので、この予算、私の経験からすると、大体チラシを作るとか、会議を行うとか、何かテレビで広告をするとかそんなんでもうすぐなくなる予算だろうなど、だからそういうぐらいしかないのかなと思います。具体的に、レジ袋を削減するのに、この三百万、多分恐らく想像するのとおりで、私が今言ったようなことぐらいしかされないのではないかなと思うんですが、一応どういふことを今年度はやろうとされておられるのか。

それと、担当部局としてはそれはまず取っかかりだとおっしゃるんだろうと思うんですが、本当にそれでいいのかと、もっと具体的に数字を挙げてやらなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、今現時点で徳島県内ではレジ袋というのはどれぐらい出ている、徳島県全体でレジ袋を今年度どれぐらいまで削減しようと思っておられるのか。

さらには、何か年次計画があつて、5年以内にこれぐらいにするとかいうような数量的な目標とかを決めて、そういうもので取り組もうとされておられるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

## 割石環境首都課長

ただいま大西委員のほうから新規予算のとくしまショッピングスタイル転換事業についての御質問を頂いております。

事業の内容につきましては、先ほど部長のほうから御説明申し上げましたとおり、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に向けまして、レジ袋の削減に向けた取組につきまして事業者と消費者と連携して推進してまいりたいというふうな事業でございます。具体的にどのような事業かと申しますと、特にこれまでも様々なキャンペーン等を行ってまいりましたが、消費者等に対する啓発とか環境教育のほうにも重点を置いた事業を展開したいと考えております。中身といたしましては、消費者に対しますレジ袋削減の必要性等を訴えますフォーラムでありますとか、あとマイバッグの持参率等を呼び掛けるイベントの実施とか、またレジ袋の削減のキャンペーンの広報ということを実施してまいりたいと考えております。

もう一点のほうのレジ袋の使用量ですけれども、これにつきましては事業者のいろんな経営の状況とかそういったデータにもつながってきますので、申し訳ないんですけれども現時点で県内でどの程度レジ袋が使用されているかというデータはちょっとただいま持ち合せておりません。ただ、数値に関しましては、従来から様々なマイバッグの持参率の向上に向けたキャンペーン等を実施しましたけれども、キャンペーンを実施いたしました上でもマイバッグの持参率につきましては約30パーセント程度というふうなデータが出ております。

それと、年次計画ですけれども、この事業につきましては、昨年度来、民間の小売の事業者の方々と一緒になって削減に向けたいろんな意見交換会を実施してまいりました。その意見交換会を踏まえて、レジ袋削減に向けた取組の機運が徐々に高まりつつありますの

で、この機を逃さずに取り組みたいということで今回予算を計上させていただいています。ということで、今後の具体的な年次の取組等につきましてはこれからそういった意見交換会を通じて、また消費者団体の方々の御意見も踏まえまして順を追って固めてまいりたいというふうに考えております。

#### 大西委員

大体のところは御説明を頂きました。おおよそ概略は分かったんですけども、やはりこの約三百万ほどの予算はフォーラムとかイベントとか広報用と、こういうことでございます。

それから、二つ目の、現在レジ袋を一体どれぐらい使っているのか、県内の使用量のデータがないというのは、手元に今ないという意味じゃなくて、スーパーとか小売店で品物を入れてもらう際のビニールのレジ袋、これの使用量が分からないということなんですけども、今現在の全体の使用量が分からなくてどうやって削減するというのか。使用量を掌握して、現時点では平成26年度では何枚、あるいは何トンのレジ袋を使っています、それを、1年間ではなかなか難しいけど、5年後を目指して毎年少しずつ減らして何枚にします、あるいは何トンにしますということをしないとレジ袋削減にということにならないんじゃないかと。よく行政の方は結果が出ないと言えないということで、よく一つでも二つでも事例を作ってそれで直接あんとこやらないでとかいうことでやってもらって、それでここやっておりますみたいなことをよくやりますけども、それはやっぱり具体的に説明できるからそういうことをされるんだろうと思うし、そういうことからいうと、このレジ袋の削減ということを事業としてやるのであれば、やはりデータというか量を、今現時点で徳島県内のレジ袋の使用量は幾らで、それで今後こういうふうに削減していきたいというのがやっぱりあってしかるべきだと思うんですけども。

それで、最後に説明されたので、今、業者さんとか消費者の方と意見交換会をしていて機運が高まっているので、今後年次計画を作っていくというふうに言われましたけども、今日は事前ですので、レジ袋の削減について年次計画を作ると今言われましたので、せめてその中で、実際の現在の使用量のデータを、どうにかして、いろんな各方面に協力してもらって調べることをする必要があるんじゃないかなと。年次計画を作るときに、やはり、今現時点ではこれぐらいの使用量ですと、それで今後こういうようなことをやってこういうふうに下げていきますというようなことを計画に載せていただきたいと思うし、この年次計画というのは、今年度機運が盛り上がっていて今やるべきなんだとこう言われましたけども、レジ袋の削減についての年次計画は今年度策定される予定ということではよろしいのでしょうか。

#### 割石環境首都課長

ただいま、レジ袋の削減に向けた取組、それとデータのことにつきまして御質問いただいております。

レジ袋の消費というかわれられている状況につきましては、先ほど申しました意見交換会で議論になりかけたことがございますけれども、若干、今、意見交換会に入っている店舗同士が地域地域ではそれぞれ競争関係というか競合関係に立っておりますので、

売上げの状況を推測させるようなデータになりはしないかというふうなことを配慮いたしまして、実は小売業者の方にお伺いするというを現時点では見合わせた状況でございます。

ただ、今委員がおっしゃったように、レジ袋の削減に向けた取組を進める上で、現在の使用量、小売業者さんから集めるデータがいいのか、また製造サイドのほうからも流通が多分複雑だと思いますので、県内でどれだけ流通量があるかというのは難しいかも分かりませんが、何らかの形で推計する方法がないか、これについては研究してまいりたいというふうに考えております。

あと、今後の削減に向けた計画ですけれども、この計画を作るというのは、当然今年度実際にやってみて、またその事業者さんなり消費者の皆さんの御意見も伺いながら一步一步進めていく必要があるかなというふうに考えておりますので、その事業をやってみて実際に今後どういう見通しを立てていきたいかということについては、また御説明できる時期になりましたら御説明させていただきたいと思っております。

#### 大西委員

事前委員会ですので、最後の御答弁はちょっと私は納得はできないなという気がしますが、先ほどの御答弁では、そういう今機運が盛り上がってやろうとしている、だから、この事業もマル新でやっているという趣旨の説明だったものですから、だったら、やっぱり盛り上がっている今年度に計画を立てますとはっきり言っていただきたかったなと思います。でも、それも検討しますということで、今後いろんな方の意見を聞いた上で検討しますということなので、今日の時点ではそれで結構ですけど、もうちょっとやっぱり予算をとってまでやることなので、気合いを入れてやっていくべきだと私は思います。

この件は、丸若委員長さんが大型ショッピングセンターをされておりますのでよく御指導を受けていただきまして、それでどういうふうにしたらいいか委員長の御指導を賜ったらいかがかなと思います。

それから、もう一つは、やっぱりマル新で電気自動車の充電スタンド整備事業というのを上げられております。これは1,000万とっているんですけども、趣旨はよく分かります。私も賛成ですし、今後やっていかなきゃいけないもので、一発にはできないので徐々にやっていかなきゃいけないということで、いいとは思いますが、ただ、御説明の時に、現状というかそういうものが、簡単に説明しななきゃいけないのに説明されなかったと思うんですが、現状をちょっと教えてもらいたいです。電気自動車というのは一体徳島県内には何台あるんでしょうか。全ての自動車というのは何台ぐらい徳島県にあって、電気自動車というのは徳島県内に何台ぐらいあって、そして電気自動車の充電施設、充電スタンド、これは徳島県内で何箇所ぐらいあって、24市町村全部網羅されているのか。

あと、最後に、この1,000万の予算で何箇所今年度新設できるのかということをお説明いただきたいと思っております。

#### 北川自然エネルギー推進室長

大西委員より3点御質問いただいております。

まず、電気自動車の数でございます。電気自動車、これはEVとプリウスのプラグインハ

イブリッドを足した数字でございますが、25年度末で全国で8万5,000台でございます。ちなみに徳島県内は423台でございます。それが1点目でございます。

2点目がスタンドの県内の設置状況でございます。急速充電器、今回対象としておりますのは御家庭でコンセントを差すものでなくて30分程度で充電できるようなものでございますが、それが県内に14基ございます。県内を網羅できているのかという御質問でございますが、実は本県では県下全域に十分な数の充電スタンドの設置が進んでいるとはいえない状況と考えております。具体的に言いますと、東部圏域、それから西部圏域にほとんど偏っております。南のほうは阿南にございます。これというのは、基本的にはディーラーさん、三菱さんとか日産さんのディーラーが設置されているというところでございまして、そのあたりから設置が進んでいることから、営業所がある所にあるというような現状でございます。

ということでございまして、今回空白となっておりますエリアに、国の補助金を活用いたします。新たな充電スタンドを設置することになるんですが、1,000万円で幾つというお話でございますが、配電といいますか電気をつなぐという費用を含めまして1か所当たり500万円必要と考えております。そういうことで、2基設置できると考えております。

#### 大西委員

分かりました。今回の充電スタンド整備事業ということについては、大体背景とか概要が分かりました。

それで、この徳島県内で電気自動車それからプラグインハイブリッドで423台、登録上ということだろうと思うんですが、徳島県内には存在すると、こういうことで、それに対して、現在14か所の急速充電施設があって、あと、この1,000万円で、1か所500万円ほどかかるというのはガソリンスタンドよりは安いのかもかもしれませんがなかなか費用がかかるんだなというふうに思いますが、1,000万円で2か所ほど予定されているということでございます。

この2か所というのは、もう現時点では大体目星をつけて、ここら辺というようなことは考えられておられますか。

#### 北川自然エネルギー推進室長

先ほど言いました県南部が空白エリアになっております。付けたいと思っておりますのが防災拠点、道の駅等、そういった所が利用者からのニーズが高いところでございます。今現在、この予算が成立した後、場所につきましては決めていきたいと考えております。

#### 大西委員

地域的には県南部ということですかね。それで大規模、大きな津波が来る地域に積極的にしようということなのかと思いますが、防災拠点ということになってくるとだんだん場所は限られてくるのかなと思いますが、できるだけ、私は個人的には防災拠点というのも大事なんだろうと思うんですけども、使ってもらえないと少し……。1か所500万円で2か所つくるというのも、防災的には津波に遭わない所で、なおかつ防災拠点みたいな所で、なおかつ皆さんが使える所というような話になってきたら、なかなかちょっと、山の上の

ほうの人里離れた所のような気がするんですけどもね。もっと普及のためには、やはり皆さんが使いやすい所、あるいは皆さんが行かないような所だったら、皆さんが充電しに行くような環境を作っていただいて、使用頻度を高めていかないといけないんじゃないかなという気はします。これ、事前ですから、またそこら辺のことについては、後日お聞きをしたいと思いますけども、是非とも皆さんが使いやすいという場所に、目立つような所に付けてもらいたいということは一つの観点として持っていていただきたいなという、一応要望だけさせていただいておきたいと思います。

それから、今年度初めてのこの委員会ですので少しだけお聞きしておきますけども、去年度、徳島県豊かな森林を守る条例を作りまして、水源を守っていく、森を守っていく、そういったことがこの条例の中にあると思うんですけども、去年度可決をして、それで今年度から、条例ができたことによってどういうふうに御担当の方はその事務というか業務というか行政の中身を詰めていかれて、そして具体的に今年度はどういうふうに取り組んでいかれようとしているのか。最初の委員会ですので、それだけちょっとお聞きしておきたいと思いますけども。

#### 西條林業戦略課長

ただいま、徳島県豊かな森林を守る条例について御質問を頂きました。

本県の森林の約8割は私有林でございます。その私有林の所有者の高齢化や不在村化の進行等から管理不十分な森林の拡大が懸念されております。さらに外国資本による目的が明らかでない森林買収が全国で報告されるなど、森林の維持管理が危惧されているところでございます。そうした中、森林を適正に管理し、森林の持つ機能を維持、増進することにより、本県の豊かな森林を将来にわたって守り、引き継ぐことを目的に、昨年11月定例会で議員提案により制定されたものでございます。今後、本県が誇る豊かな森林を守る取組を飛躍させる上で大きなよりどころとなるものであります。この条例を適切かつ効率的に運用することによって、県下の森林取引の実態把握や森林の監視体制を強化してまいりたいと考えております。この条例につきましては、一部は4月1日施行ということでございます。また、条例の中で、森林管理重点地域を指定するというところでございます。その指定した地域で土地の売買等を行った場合には届出が必要ということになっております。そしてその森林管理重点地域の指定、届出等については10月1日施行ということでございます。

条例の概要についてでございますけれども、一つは森づくりを推進するということで、適切な林業生産活動を促進する、多様な主体による協働での森林管理、また公的管理の推進を図っていくということです。

森林の保全管理につきましては、先ほども申しましたように、3種類の森林管理重点地域、第1種、第2種、第3種ということでございます。その重点地域につきましては、事前の届出制度、特に重要な第1種地域における開発規制等が定められております。

その重点地域でございますけれども、第1種地域につきましては特定の行為を制限して管理する地域ということで、いわゆる徳島県版の保安林というふうなことでございます。2種地域につきましては計画的な森林生産活動により管理すべき地域ということで、木材の生産を進めていこうという地域でございます。第3種地域につきましては森林を整備及



び保全する必要がある地域ということでございます。

この3種、1種から3種までの地域につきまして、まずどのようにやっていくかということでございます。条例に基づき選定方法等を現在検討しているところでございまして、指定等につきましては、大字単位等地域の考え方などを盛り込みたいと考えております。また、この方針に沿って県民の皆様の理解を求めながら進めてまいりたいと思っております。3種の指定の規模は、県下でできるだけ森林を広範囲に指定したいということで、県下の森林の約8割ぐらいを森林管理重点地域に指定していきたいと考えております。

そして、森林の売買に伴う事前届出制でございますけれども、国土利用計画法でありますと事後の2週間までにとというようなことでございますけれども、この条例では売買の90日前までに事前の届出が必要ということになっております。

丸若委員長

質問の趣旨でないやつはもういいんじゃないですか。

西條林業戦略課長

それで、そういうことで、今指定地域の場所に向けて鋭意進めているところでございます。また、場所を決めた場合には、市町村等とも協議しながら指定し、10月には告示というような形で進めてまいりたいと思っております。

大西委員

多分、私の理解では、今の御答弁は森林管理重点地域を指定するということと、もう一つは1種から3種まで地域指定というのがあるようですけれども、1種の森林とか2種の森林とかそういうようなことのようにも思いますが、これは県下80パーセントにわたる地域を1種から3種までの何らかの指定をしていきたい、この二つを今年度10月1日に施行できるように準備をしていくということによろしいでしょうか。手短に。

西條林業戦略課長

そのとおりでございます。

大西委員

分かりました。それでは、これ、県下80パーセントの地域と、ほとんどの地域の森林が、この条例による指定がされるということで、大変、どこの市町村にも関係してくるのではなかろうか、あるいは県会議員さんも皆関係してくるのではなかろうかと思えますし、私としては森林管理重点地域、つまり水源とかこの重要な地域ということについて指定をするということで、この地域を10月1日から施行するということなんですけれども、それを施行する前に説明会とか様々周知徹底をするところがあると思うんですけれども、こういったことがやっぱり十分に行われないと、この各担当の地域の方の理解が求められない。その理解が求められなかったら、そんな条例はやめろみたいなことになってくる可能性もあるので、やはりこれは是非とも、先ほど話がありました、議員提案ということで議会のほうから提案をした条例でありますので、理事者のほうとしては是非とも丁寧にしっかり入念

に準備をしていただいで、反発を買わないようにしっかりと説明していただいで取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

ちょっと、もう一つだけ。私の地域のことで、なかなか取り上げられそうで取り上げられないというところまで今来ているので、あえて、事前ですがお願いして、ちょっとお聞きしたいことがあります。それはセアカゴケグモが城東小学校の校内で以前に見つかりまして、その後、今年の3月の記事によりますと、その城東小学校の近辺でも9匹確認をされております。これは、この記事ですと、当時の自然環境室が、見つけたら素手で触ることなく殺虫剤で駆除してほしい。かまれた場合は速やかに医療機関に受診をしてくださいというようなこともあります。私も城東小学校でその張り紙を見ますと、カラーの写真で、セアカゴケグモに注意と。それで、発見したら、たしか保健所に連絡をとるというふうになっております。これの担当はどうも環境局ですよね、この間保健所を管轄する県民くらし安全局の委員会でも、そこは所管じゃないということになっておりますので、一応お願いということでもちょっと意見をさせていただきました。

これについて、私のイメージとしては、鳴門でまず最初に見つかった、恐らく鳴門で見つかったというのは、外から何らかの漂着物に乗ってきたのではなかろうかという見解でした、その当時。そして、水際作戦で、内陸のほうに入っていく、繁殖しないように手を打っていききたいということが担当部局の見解であったように思います。やはり徳島市の城東小学校というのは、水際といえば水際かもしれませんが、しかし、たくさん住民、市民が、県民がそこで暮らしている地域であり、なおかつ子供さんがたくさんいる小学校で見つかっている。こういうことからすると、この毒性もかまれて必ず死ぬというわけではないと皆さん説明するけども、今かまれた人がいるんですか、いないんですよ。多分いないんだと思うんです。それでどうなるか分からないんですよ。ところが、確実に毒だけは持っている。これ、私のイメージとしては、どうも申し訳ないですけど、ちょっと辛口で言いますが、担当部局の人が水際で食い止めますと言っていた割にはどんどん広がってきているような気がして、この対策が後手に回っているんじゃないかと思うんです、私は。この対策というのは、やっぱり、かまれて、刺されて亡くなった子供さんがいるという結果が出ないと動かないのかとこういうふうになってくると、その亡くなった方は本当に犠牲者になってかわいそうだと私は思うんです。ですから、そういうかわいそうな人が出ないうちに、是非とも対策をとっていくべきでないのかなと思うんです。是非ともこの対策を抜本的にお願いしたいと思うんですが、とりあえず事前ですから、そのことを今年度質問したいと思いますが、とりあえず今日の時点では、これに対して本当に担当部局の方は本格的に本気で積極的にこの対応策をとろうとしているのか、とってきたのか、そして、なぜここまでずっと広がってきているのか、大分繁殖しているんじゃないかと私は想像をするんですが、感想というか、今のことについてお答えだけいただいで、今日はそれで終わりたいと思います。

#### 小椋自然環境戦略課長

ただいま大西委員から、セアカゴケグモについて積極的に対応しているのか、それから生息域が広がっているのではないかと御質問を頂きました。

まず、初めに鳴門から広がったというのは事実でございまして、その後、昨年、25年9

月に城東小学校で見つかりまして駆除し、その後、9月に2回調査して、その時はほかの生息は発見できなかったのですが、やはり学校であるということで、児童・生徒さんがいるということで、我がほうとしましてはセアカゴケグモ注意喚起のチラシを配布するとともに、保護者の方にも周知、御注意をお願いしたいということをしました。その後、26年度に入りまして、3月26日に小学校近くの民間の駐車場でも新たに9匹発見され、直ちに駆除を行ったところでございます。この時も引き続き連絡網を活用して、保護者の皆様とくに周知するとともに徳島市市民環境政策課とも情報共有し、市民の皆様にも周知をしたところでございます。今年度に入りまして、やはり学校ということもありましたので、4月10日に城東小学校、またその付近を調査しましたが、今年度に入ってからは現在のところ小学校では発見はありません。ただし、こういうことが相次いだものですから、県としましては昨年の11月にセアカゴケグモ対策協議会を開催しまして、市町村、それから県の関係部局、それから昆虫の専門家、製薬メーカーの方も交えまして情報共有を図るとともに、行政だけでなく昆虫の専門家に対しても自身の調査活動の中でセアカゴケグモを発見した場合の通報とかを依頼したところでございます。

それから、やはりこのクモというのは、水際という話もありましたが、一方では高速道路とかの自動車とか貨物とかそういうもの、それから水際で上がっているんじゃないとかいろんないろんなことが考えられますので、そこについては当然県庁の各課を通じまして、この度ゴールドデンウイーク前にも新たな確認事例があったら、直ちに駆除とか点検ができるようにということで注意喚起のチラシ、それから所管施設、関係市町村、団体への施設の点検も依頼をしたところでございます。さらに、5月8日には市町村関係担当者会議を開催しまして、そこでもこれまでの確認情報を共有し、再度注意喚起を図ったところでございます。ただし、これから夏に向かいます、新たにまた人が動いて、夏休みということもありますので、再度注意喚起とそれと発見情報があれば迅速な対応をしながら広がらないように努力していきたいと考えております。

#### 古田委員

私もマル新のつくしまショッピングスタイル転換事業について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

先ほどの質問で大体のことは分かったんですけども、私もやっぱり目標を持って、今のくらいの状況、エコバッグを持って買い物に行く人がどのくらいいるのかというふうなことは、これは努力すれば、お店の人に聞けば、大体レジでエコポイントとか入れているお店なんかだと分かることですよ。ですから、お店の人、事業所の人たちも進めている人がいるわけですので、そういう人たちと協力して、今の現状をつかんで削減をしていく。それはやっぱり消費者の側もその気持ちにならないと駄目ですけども、事業所のほうでも一緒に取り組んでいくということが大事だと思いますので、その点是非事業所の人たちとかといろんな話合いもして進めるというふうなお話なので、現状をしっかりとつかんで臨んでほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

#### 割石環境首都課長

ただいまレジ袋の削減に向けての取組について御質問いただいております。

数値目標につきましては、先ほど申しましたように、キャンペーン等を実施しますと持参率が高まるというふうな結果は出ております。こういったことで消費者の方々の意識の向上とかにつきまして更に高めていけば、マイバッグの持参率というのはかなり高まってくるのではないかとというふうに考えております。今後進めていくに当たりましては当然事業の検証が必要ですので、各事業者さんのほうにマイバッグの持参率等を十分お聞きいたしまして、事業の効果等の検証等も進めていきたいというふうに考えております。

#### 古田委員

それと、そういうのに取り組んでいる事業者、それを増やすということが大事だと思うんです。私たち消費者はエコポイントなどで足してくれるとなるとそういう所へはやっぱりエコバッグを持って行くわけですね。そうしたら、これが少しずつでもポイントになるというふうなことで。そういうことをしていないお店については持って行かなくてもいいわということになってしまうので、やっぱりエコポイントを増やしてくれるお店をうんと増やしていく、そういう取組と一緒にやっていきたいということで、事業者もそれから消費者も一緒になって取り組んでいくという姿勢、キャンペーンをしていくというようなことなんですけれども、市町村なんかとも協力して取り組んでいただきたいというふうに思うんです。

それと、あわせて、プラスチックのごみがすごい増えるんですね。1回料理をすれば小さいゴミ袋だったらいっぱいになってしまうという状況があるので、できるだけそういうプラスチック類、ゴミ袋とレジ袋と併せて、そういったものを減らせるようにできないかなど。レジ袋だけじゃなくて同じ石油の物を使って、石油資源を使ってしている物を減らす、削減していくという、そういう方向も是非検討し出していただきたいと思うんですけれども、そののところはいかがでしょうか。

#### 割石環境首都課長

ごみの減量についての御質問でございます。

当然我々といたしましても、今回の事業につきましてはレジ袋ということで絞り込んだような形で事業を進めてまいりたいと考えておりますけれども、ごみの減量化につきましては3Rということで、いろんな、分別を徹底とか、当然ごみ自体を減らすというふうなことについては、県民会議等につきまして普及啓発事業等を行っているところでございます。今後ともそういった事業については引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

#### 古田委員

私は石油資材を使った物を作らないように、そういう方向でもらいたい、そのように思っているところです。

次に、今回、鳥獣被害防止総合対策事業ということで500万円の予算が付いているんですが、猿対策でいろいろやりますというふうなことなんですけれども、今、被害の状況が徳島県の場合どうなっているのか、それと猿だけじゃなくて、いのしし、鹿の被害が拡大をしているということで生産者の方々は大変な御苦勞をされているわけですが、今の増殖している分と捕獲との関係で、全体としてはいのしし、猿、鹿、こういったものが減

る状況にあるのか、それとも捕獲が追いついていないのか、そのあたりはいかがでしょうか。

井形農村・鳥獣対策担当室長

ただいま古田委員から被害の状況ということで御質問がありました。

野生鳥獣による農作物被害の平成25年度の状況につきましては、被害額が1億1,911万2,000円となっております。平成24年度に比しまして、前年度比9割となっております。獣種別の内容でございますが、1位がいのししで4,050万円ほど、2位が鹿で3,800万円ほど、それから猿は3位でございますが、3,200万円ほどとなっております。

小椋自然環境戦略課長

古田委員から捕獲状況についての御質問を頂きました。

まず、捕獲状況についてですが、これにつきまして、25年度は現在狩猟者の狩猟登録証をお返ししていただいたの集計作業もありまして、25年度はございませんが、直近の24年度を見ますと、いのししについては5,675頭、鹿につきましては7,663頭、猿につきましては1,386頭ということで、捕獲を進めております。特に鹿につきましては被害が大きいことから、平成24年度から5月と11月を一斉捕獲月間として狩猟期以外にも捕獲圧を高める取組を進めているところです。

古田委員

御努力いただいて捕獲数も年々増加している状況にあるんですけども、被害が前年と比べて9割ということで、少し被害は抑えられているんですけども、全体として、どんどん増える数と捕獲との関係では、減っているんですか、頭数としては。どういう状況にあるのでしょうか。そこら辺はつかめているのでしょうか。

小椋自然環境戦略課長

捕獲に対して生息数が増えているのか減っているのかというお話ですが、一例を挙げますと、日本鹿ですと、今の捕獲につきましては第三次の鹿の適正管理計画というものを24年度からスタートしておりまして、その中で鹿の捕獲数、約二万頭と決め、それに対しておおよそ毎年何もしなければ3割生息数が増えるであろうというところを踏まえて、それ以上の捕獲をすれば個体数が減ってくるのではないかという取組を進めているところです。一例ですが、以上でございます。

古田委員

そうすると、その3割というのは達成されているということですね。

小椋自然環境戦略課長

先ほど、鹿、日本鹿ですが、二万頭が何もしなければ繁殖で翌年6,000頭の新しい子供が産まれるのではないかという推計からいきますと、24年度の7,663頭というのはそれ以上に抑えたということになりますし、それから、5月に捕獲するというのとは一つ意義がありまし

て、5月というのは鹿の出産期でもありますので、この時期に捕獲すれば子鹿が増えることはないということで、そこも水際として取り組んでいるところでございます。

#### 古田委員

山の状況は変わって鳥獣被害が増えているということで、いろんな声を聞いております。徳島市内でもゆずを食べられてなかなか収穫ができないとか、いろんなものを植えても全部食べられてしまうとかいう声が市内でもありますので、是非頑張って取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、囲いをしたり、網を張ったり、いろんなことをして取り組んでくださっているんですけども、今回、緩衝帯のモデル設置というふうなことで、入ってこないように緩衝帯を作って農産物を守ろうというようなことなんですけれども、この事業だけではほかへ追いやるだけであって、そこへ来ないだけで、またほかの地域へ被害が広がっていくんじゃないかというふうに思うんです。やっぱり適正な個体管理というのがどうしても必要なことで、山を管理されている方々からは、囲いをしてキレンゲショウマなんか剣山のほうで守って、その群落の所は守っているんだけど、そのほかの地域に生えたものは皆食べられてしまって、やっぱり囲ったところは大丈夫ですけども、ほかの地域へ被害が出ていると。それから、どんどん鹿が増えていくと山崩れが起きて、それを直そうとしてもなかなかもとに戻すというようなことは難しくなって、それが洪水の元になったり、川から海のほうへ大きな影響が出ているということで、やっぱりそういった山崩れなどが起こらない前に対策をとっていくということではしっかりとこの鳥獣被害の対策というのをしてもらいたいというふうな声が寄せられておりますので、是非、今回この500万円の予算が付けられてそういうふうなこともされていくということなんですけれども、しっかりと取り組んでいただきたい、適正管理に取り組んでいただきたいというふうなことでお願いをしておきたいと思います。

それと、今年の節電対策ですけども、今年の夏も数値目標は立てずに節電をお願いすることなんか報道されておりますけれども、県としてはどのように対策をしていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

#### 割石環境首都課長

今年度の節電についての御質問でございます。

今年度の節電につきましては、5月16日に国と四国電力のほうからこの夏の電力の需給見通しと節電の協力要請がございました。電力の需給見通しにつきましては、四国電力管内では、猛暑を想定いたしましても4.3パーセントの供給予備率を確保でき、安定供給に必要とされる3.0パーセントを上回る見込みであるというふうなことでございます。これを踏まえまして、節電につきましては、ただいま委員がおっしゃいましたとおり、数値目標を掲げることなく、7月1日から9月30日の平日、お盆の8月13日、14、15を除きますけれども、7月から9月の平日の間に効率的な電気の使用や無理のない範囲での節電をお願いするというふうなことで節電の要請がございました。

県といたしましては、ただこの供給予備率につきましては昨年度よりも下がってきておりますので、決して安心してはいけないというふうなことで、今後とも従来進めておりま

した夏のエコスタイルをはじめ、節電の取組につきまして、県が率先して、また県民や事業者の皆様方に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

古田委員

県が率先して取り組んでいくということなんですけれども、伊方原発が動かなくても電力は大丈夫というふうな状況がありますので、今、四国電力のほうでは伊方3号機の再稼働に向けていろいろ申請もされておりますけれども、安全対策の費用がもう大変だということも報じられております。私は、こういう今の状況を考えるならば、原発は再稼働せずに廃炉に向けて、四国電力の社長さんも廃炉も検討するというふうなことを新聞報道ではなされていたように思うんですけれども、是非そういった方向で、県としても再生可能エネルギーをうんと進めていくという立場をとられておりますので、四国電力との学習会とか協議の場ではそういった方向で進めていただきたいと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

割石環境首都課長

ただいま、原子力発電の問題と、あと自然エネルギーの関係について御質問いただいておりますけれども、当課のほうから原発についての方向性等そういったことにつきまして発言は差し控えたいと考えておりますけれども、原発再稼働しなくてもいいというふうなお話がありましたけれども、今回の予備率の確保につきましては、現在伊方原子力発電所が停止する中、火力発電所が定期検査の繰延べとか、また増出力運転とか、自家発電等からの受電というふうなことで、非常に緊急避難的な形で四国電力さんも電力を供給しているというふうな状況については十分我々は認識したいと考えております。

ただいまおっしゃられたように、自然エネルギーの導入促進につきましては、我々も今後とも引き続き促進してまいりたいと考えています。

古田委員

私も共産党県議団は、4月の終わりでしたか、東北のほうに10回目ぐらいの支援に行ってきたんですけれども、今回訪問した所は原発の事故のあった所から20キロ圏内の南相馬市の小高区という所の方々が避難されている地域を訪問したんですけれども、本当に地震や津波では一切家も壊れていなくて住める状況だったのに戻れないということで、3年もほったらかしになっていると家の中にはたくさんの動物たちがやってきてふんをして、昼間は帰ってよろしいと行って、帰ってお掃除をしたいと思うんですけども、もうあちこちにいろんな動物のふんがあってとても住めるような状況にはないというふうなことで、本当に胸を痛めておられました。私たちもその話を聞いて、本当に広がった放射能は元へ戻すことはできない、除染作業、いろいろ福島県のほうでは取り組んでいますけれども、本当に住めるようにはなかなかならないと。本当に住む所もふるさと奪われて、そして農家をしていた人が小高区の場合たくさんおいでるんですけども、農業もできないというふうなことで、小さいプランターにお野菜を植えて、高齢の方が育つのを楽しみにされておりましたけれども、そういう状況を見るにつけ、本当に原発はやっぱり廃炉にしていくべきだと、再稼働はすべきでないというふうに思いますので、そうしたことで、再生可能エネ

ルギー、それをうんと徳島県としては進めていただきたいというふうに思います。

それから、次に、今報告がありました流域下水道の事業特別会計で、翌年度繰越額が、9ページの場合は1億3,525万3,200円ということで、1億5,635万9,000円からいけば八、九割残っているわけです。それから、最後の10ページでは、5,500万円の予算は、支出は0で未済額として残っているというふうなことなんですけれども、これは流域下水道事業が、計画されていたものが全部大体ストップしているというふうな状況なんですか。どういふことで繰越額また未済額になっているんでしょうか。

#### 川端水・環境課長

古田委員さんのほうから、委員会資料の9ページにおける流域下水道事業における明許繰越の部分と、10ページにおける事故繰越についての御質問でございます。

我々としても終末処理場における電源喪失時について処理場がストップするというはどうしても避けなければいけないということで、最低限必要な機能については保持していくということを考えていたわけです。平成24年度の段階におきましては、これも電源喪失時における自家発電設備の整備費に充てておったわけなんですけれども、徳島県の南海トラフ巨大地震の被害想定、二次想定、これ、ライフラインの想定なんですけれども、この部分と整合性を保たなければいけないということで、24年度の2月補正に頂いた部分が26年度に事故繰越された。25年度の経済対策でまた年度末に予算を頂いたわけなんですけれども、一つ目的は、電源喪失時に自家発電装置によって機能を維持していくという目的でございまして、この事故繰越と明許繰越は、関連付けられておるわけなんですけれども、自家発電設備を整備する段階で、先ほども言いました徳島県南海トラフ巨大地震のライフラインの想定を踏まえて、自家発電設備の容量や、こういった形で整備したらいいのかといったことをその段階で決定すべきものだというふうに結論付けておりましたので、24年度の補正予算で頂いた部分が26年度に事故繰越されたということについては、本来なら年度内に執行しておきたかったわけなんですけれども、そうした被害想定等の公表の仕方によって、我々の復旧対策についても整合性をとらなければいけないということから、こういった形の繰越しの状況になったということでございます。

#### 古田委員

私どもは、この流域下水道というのは見直しをして合併処理浄化槽に切りかえるべきだということで最初から主張しているところなんですけれども、特に今回の旧吉野川の流域下水道の管渠の破損事故を見ても、そして東日本で流域下水道、また公共下水道の地震・津波による破損を見てきましたけれども、本当にマンホールの所が盛り上がって全く機能ができずに、そうなるとう全部止まってしまうので、そのマンホールへバキュームカーが来て、吸い上げて物を持っていかないといけないということで、そういうことをされているんですね。だから、そういう大きな地震・津波なんかには大変弱い、問題がある、そういう下水道だと思いますので、私は事業の見直しをして、南海トラフのことも考えてというようなことおっしゃいましたけれども、是非ここは見直しをして、早くて、安く、すぐきれいな水にしてそれをまた再利用できる合併処理浄化槽に切替えていく、そういう方向で是非見直しをしていただきたいということをお願いしておきたいと思うんですけれども



も、その点はどのようにお考えでしょうか。

#### 川端水・環境課長

古田委員さんのほうから、東北の震災の件で浄化槽は余り被害がなく、下水道については大きな被害があったというふうな指摘があったと思いますけれども、その下水道施設についても応急復旧対策、全国的な支援体制が整っておりまして、そして下水道についても一定の期間におきまして復旧対策を講じていくという目標を立ててやっております。一方で、浄化槽におきましては全損の部分もありますし、修繕しても可能だということもなかには出てきておりますけれども、それが、浄化槽がいいという古田委員さんの主張でございますけれども、やはり下水道という部分についてはある一定以上の整備を進めている以上は、これをとめていくということはなかなか現時点では非常に困難であって、今後そうした下水道整備についてはどんどん整備を進めながら、それ以外の浄化槽に適した地域については浄化槽を整備すると。あくまでも地域の実情に即した汚水処理の整備手法というのを我々十分考えながらやっていきたいと考えてございます。

#### 古田委員

それは今までの計画がありますので、もう今完成している所についてはつなぎ込みがなかなか進まずに大変だという状況がどの市町村にもあるわけですがけれども、今の出来上がったものについては確かに県や市や町と協力しようと、進めていかなければいけない点もあるかと思っておりますけれども、だけど、新たな2期工事などについては、是非適正な汚水処理方法で進められるように、今までどおり進めていくという方法はやっぱり改めていただきたいなというふうに思います。もう合併処理浄化槽も大変機能もよくなって評価されておりますし、いろんな、こういう地震・津波があってもすぐに直せれるわけですね。だけど、流域下水道とか、大きなそういう土管になりますと、やっぱり長いこと時間がかかるし、大きなお金もかかるということで、それは改めていくべきだというふうに思いますので、このことを主張して終わります。

#### 丸若委員長

それでは、午食に入りますが、1点、ただいま古田委員のほうから四国電力社長について、廃炉についての御発言がありましたけれども、これにつきましては事実関係を調査してからその発言についての処置を決めたいと思います。それにつきましては委員長、副委員長において協議しまして、また委員の皆さん方にその処置について文書によって御連絡したいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いします。

以上で、午食のため休会いたします。（12時05分）

#### 丸若委員長

それでは、再開します。（13時07分）

#### 木南委員

先ほど、旧吉野川流域下水道管渠破損事故きよについてというのが、報告があったわけです

が、どうも信じ難い報告みたいと思うんですね。これ、流域下水道というのは、多分、管渠、四、五年前に埋まった管だと思うんです。そこへ、先日、5月10日ぐらいですか、工事した国交省の矢板がこの管渠に突き当たって破損した。新聞には事実関係だけが、事故が起こった当時に載ったようでございますが、これ、どんな状況なのか、もう少し詳しく報告いただきたいと思います。

川端水・環境課長

旧吉野川流域下水道の幹線管渠工事の事故についての御質問でございます。

今回の事故は、流域下水道幹線管渠の埋設確認がなされないまま国土交通省の堤防耐震改修において打設した矢板によりまして下水道管を破損させたという事案でございます。

管渠の敷設については河川法に基づく国土交通省の占用許可を受けているほか、旧吉野川の大津橋の下流は港湾区域でもあることから港湾管理者である県の港湾法に基づく水域の占用同意も得ているところでございます。

今回の事故原因としては、こうしたいずれの観点におきましても、下水道管が埋設されている事実を確認することができなかったことによるものが原因と考えてございます。

木南委員

管渠が埋設されとんのが確認されることがなかったというのは、そこがちょっと私にとっては非常に疑問なんです。恐らく、この管渠というのは県工事、先ほど課長から話があった、県が埋設した管渠だと思います。その上へ国土交通省が矢板を打って、それが当たったという。こんな工事というのは常にあることだと思うんですが、何でこんなことが起こるのかというのは県民も私も非常に疑問に思うんですが、こんなことが起こった原因、恐らく、管渠がある、あるいはガス管の埋設がある、あるいは電気の埋設がある、水道の埋設があるというのは、いろんな工事現場にあると思うんです。そこへ、後から工事した者が何の案内もなしに掘ったりはつたりすることは非常に少ないんじゃないかと。そこら辺が非常に疑問に思うので、そこらあたりをもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

これ、国交省の問題というか、県土整備部の問題でもあるのかなど。いろんな、やっぱり、それはマニュアルがあると思うんですが、そこら辺はどうなっていますか。あるいは経緯等、マニュアルについて御説明いただきたいと思います。

川端水・環境課長

木南委員の御質問でございますけれども、やはりこういった事案については、本当にあってはならないと、要するに確認の徹底が十分なされていたならばこうした事案は起きていないと考えているところでございます。しかしながらこうした事案が発生したということにつきましては、それぞれに原因があるということでございまして、現在国においてその事故原因の詳細の調査を行っているところでございます。

県におきましても、改善すべき点については再発防止策ということをもう既にやっているところもございまして、今後二度とこのようなケアレスミスといったものがないように、県土整備部も、十分、慎重に対応しながらやっていきたいと考えてございます。

木南委員

今課長の言うとおりになんやけども、何十年、何百年ってこれ、工事してきとると思うんですね。国交省がする、あるいは県がする、市町村がする、あるいはいろんな団体が公有地等についてはやっぱり後から工事していくって、あり得るんですよ。マニュアルというのはあるのかないのか。さっきの質問から漏れとるので、説明願います。

川端水・環境課長

直接のマニュアルについては、規定等に確認することということになってございますけれども、木南委員が先ほど言いましたように、さまざまな埋設物があるということで、それが全て確認できるかといった部分もあり、えてして見逃すといいますか、少し落ち度があつた部分もあるのではないかと今考えているところでございます。今後はそうした落ち度がないように、徹底するような形で対応していきたいと考えております。

木南委員

いや、落ち度があつたけんこんなことが起こったんやけども、誰がどんなふうに確認するべきという、やっぱりあるでしょう。なしにこんな工事できんよな。あると思うな。本来なら、後から工事する人が先の工事にはもうあとないかという確認をするのか、あるいは工事が分かったら前に工事した人がそこへ通告するのか、そんなんあるでしょう。どうですか。

川端水・環境課長

手続の面に関しては、漏れのないように、そうした埋設物の確認調査というようなことをやっておるわけでございますけれども、今回の事故については、基本的には流域下水道管の埋設に際して、旧吉野川は直轄河川でございますので、国に対して埋設物の占用許可を受けて行っているところでございます。下水道部局としては所要の手続を踏んでやっていることから、まずはそうした部分に慎重さを欠いた部分もありますし、また先ほど申しましたように、大津橋下流部分については港湾区域の指定がなされてございます。港湾区域の指定については港湾管理者である県が港湾法に基づく水域の占用同意も並行して行っているところでございます。そうすることから考えてみますと、河川法に基づく占用許可ないしは港湾管理者である県の港湾法に基づく水域の同意を二つもらっているということでございます。国のほうについては、国に対して申請して占用許可を出しているのでも国のほうで確認すべき点は確認できたと思っておりますが、県の港湾法に基づく水域の占用同意の部分についてはなかなか港湾法の施設といったものがあるのかないのかといった照会であったのか、それとも港湾区域の中に埋設物があつたのかどうかといったことについて、国のほうからの照会事項について、これがちょっと明らかになっていない部分がございます。県としてもそうした照会があつた段階では、港湾区域における下水道の占用同意という部分について、国に対して照会、こうした工事の照会があれば慎重に対応して出すべきものは出していったほうが今回の事故を防げたものというふうに考えているところでございます。

木南委員

いや、違う。そんなことを言いよんじやない。それはもう恐らく河川法による、あるいはあると思うんやけども、下に県の構築物がある、この上へ国土交通省が工事をする。単純な話でしょう。そのときには、どういうふうな、お互いが、下にありますよとこっちから言うのか、向こうから聞きに来るのか、そら知らんよ。そんなマニュアルがあるでしょう、というのが私の話。もう一つは、何でそんなことが、マニュアルがないという前提であんたは話をしたな。あるのか、ないのか。

川端水・環境課長

埋設物の確認につきましては、当然国のほうにも確認すべき点もありますし、県におきましても、（「国に確認違うだろうが。国に確認でないだろうが。国があれば」と言う者あり）国でも確認できましたというふうな……。流域下水道の幹線管渠が旧吉野川の下に埋設されているということについては、占用許可をとる段階におきまして、国においてここに埋設しますよということを出してございますので、国においてそれは確認できたものと認識はしてございます。さらに、先ほど申しましたように、港湾法に基づく水域の占用同意というものも県が出していることから、双方で慎重に対応すれば、その旧吉野川の下水道の埋設について河川管理者である国あるいは港湾管理者である県におきましても、慎重に対応すれば埋設物の確認ができていたのではないかなと考えております。

木南委員

いや、そら、そうでしょう。確認できとったらこんなことは起こつたらんやけども、何で確認ができなんだんという話。これ、おたくの話でなしに、多分、県土整備部等が、そんなところが管理しよんじやないかと思うので、部長にというよりも、建設管理課長か。

九十九建設管理課長

おっしゃるとおりに、工事を発注する場合に、用地取得など権原を取得して用地を発注するわけでございますので、その工事区域に埋設物などがございましたら、地下埋設物の確認をした上で工事を進めるということが原則でございます。それで、その権利者と申しますか、例えば河川でしたらその河川を管理している者に照会をして確認をとって埋設物がないことを確認してから工事を進めるということになろうかと思えます。

木南委員

何回も言うけど、国土交通省の工事と思うんですが、これが確認なかったと。勝手に工事したという認識でいいんですか。

川端水・環境課長

少なくとも今回の国土交通省の堤防耐震改修工事におきまして、確認についてはある一定の部署に、想定されるようなところについては確認はやっておったわけでございます。ただし、それが、例えば先ほどの港湾区域における同意を受けているところが下水道の埋設物までを明らかにして、国土交通省に対して埋設物がある旨を提示するといったことま

では求められていないというようなことではないのかなとは思っております。ただ、慎重に対応するのであれば、もしも埋設物があれば、国土交通省の照会の時におきまして、下水道の埋設管があるので十分注意するよなというようなことを指摘すればこのようなこともなかったのかなと考えております。

木南委員

国土交通省から実は問合せはあったんですけど。ところが、違う部局だったので、本当に埋設したところに問合せがなかったので、縦割りの弊害で十分な情報が国土交通省に通知ができなかった、これが現状なんです、こういう説明なんです。

川端水・環境課長

木南委員が御指摘のとおりでございます。

木南委員

これは、ヒューマンエラーというか、かなり重大なミスですよ。あとについてはやっぱり国交省と県との話合いになるんだろうと思うんですが、これは県民にとったらえらい迷惑な話なので、てん末の成り行きを見守りたいと思うんですが、これ、部長、どないするで。

小林県土整備部長

若干誤解があるといけないので、少し補足をさせていただきますと、木南委員がおっしゃるとおり、工事をやる者が当然主体的に埋設物がありそうなところに確認を入れて、それを潰してから工事をするというのが当然でございます。今回、直轄のほうも、当然、県が関係する施設について確認行為は一応されていると。まずもってですが、あそこは直轄河川改修区間、直轄河川区間で、自分のところの占有物があるかどうか、国が知っているはずであり、それともう一つ、県のほうは、県代表ということで東部に、東部の事務所も港湾区域であったために、港湾担当に確認をしている。それで県のことが全て把握できているものだというふうに向こうは認識をしていた。先ほど委員から御指摘があったとおりに、その際に必ずしも下水のところには情報が来ていなかったということで、この港湾部門において全てがお答えできていけばなんですけども、そこは十分に答えられていなかった。なので、国自らが把握できなかったという話と、県に照会をしていただいたんですが、残念ながら少しこの情報がうまく行き届いていないということで、ダブルでミスが発生してしまっているということがこの不祥事の、多分原因ではないかと思われませんが、詳細は先ほど課長が申しましたように国のほうでまだ調査をしているところですので、そこら辺を踏まえて、今後どのようにするのか、国と調整しながら対応してまいりたいと考えております。

木南委員

事の原因等については理解できたんですが、先ほどマニュアルはないのかという話をしたわけですが、もしそこが不備であれば、これを機会に、県土整備部の、東部県土整備局

のみに聞くのではなくて、農林の施設もあるだろうし、あるいは下水道もあるだろうし、もしかしたら企業局もあるだろうし、そこらあたり十分に整備すべきでないかと思うので、このことだけを申し上げて、私の質問を終わります。

#### 元木委員

私のほうからはバイオマスについて少しお伺いをしたいと思います。

先ほど来発言もございましたとおり、自然エネルギーの活用ということがここ数年盛んに言われてきておりまして、そういう中でバイオエネルギーというものの活用がこれからの時代、本当に急速に増えていくんじゃないかというようなお話がございました。先般もウイング21という勉強会がございまして、徳島大学の先生と意見交換をしておりますと、これからバイオの時代が来るのはもう間違いないということで、今少しずつ伸びつつあるような状況ではございますけれども、ここ近い将来、このバイオの普及が爆発的に伸びていく時期が来るのではないかと、このような出来事がございました。このような中、県におきましても木質バイオマスの普及等を中心として様々な取組が進められておるようなところでございます。ガソリンスタンドにおいても最近では地方のガソリンスタンドは大変経営危機に陥っているというような情報がある中で、過疎地のガソリンスタンドがどんどん消えていくような流れがあれば、これからますますガソリンの使用が増えて化石燃料へのニーズが高まるというようなことで、それに替わる新しいエネルギーの開発が進められていくんじゃないかと予測をしておるようなところでございます。こういった中、先ほども議論ございましたとおり、徳島森を守る条例ということで、県においても本県の有する森林資源をいかに活用していくかというようなことに焦点を当てながら県産材の利用を更に加速していこうというようなことで、いろいろな取組を進めていただいております。この点については高く評価をしたいと思いますとおるところでございます。

私の地元におきましても、プールにおいてボイラーを木質のバイオマスを使ってやろうじゃないかというような動きですとか、あるいは温泉施設でまきを使ってストーブを炊いて環境に貢献する温泉施設を造っていこう、そういった流れですとか、高齢者の福祉施設ですとか、学校、そして保育施設、こういった部分についても県産材の活用ということが大きく取り上げられておるようなところでございます。

このような中、これまでのバイオエタノール、バイオディーゼルあるいはバイオマスというようなものの中で、やはり木質燃料というものは一つの本県飛躍のキーになっていくというように考えておるんですけれども、県産材利用ということと、あと経済合理性という部分との兼ね合いの中で、この木質バイオマスの活用について今後どのように取り組んでいかれていくのか、お伺いいたしたいと思います。

#### 西條林業戦略課長

ただいま、木質バイオマスについて、今後どのように利用していくのかというような御質問でございます。

御承知のとおり、木材は化石燃料と異なりまして再生可能なカーボンニュートラルなエネルギーであるというようなことで、化石燃料に替わり木材を利用することで二酸化炭素が減らせるということでございます。そして、先ほども委員からお話がありましたように、

木材を利用するという意味においては、学校でありますとか、病院、老人施設、そういう所に利用いたしますし、バイオマスという意味においては、製材工場の乾燥施設あるいは温泉のボイラー等々の利用に支援を行ってきたところでありまして、今年度も引き続き県産材の利用、バイオマス、木材の公共施設、そういうものについて支援していきたいと思っております。

元木委員

例えば重油炊きのボイラーから木質バイオマスのボイラーに転換した場合に、かなりの量の重油が節約されまして、それに伴って環境への負荷が低減されるというような効果も見込まれておるとは思いますけれども、実際県下において重油からバイオマスに転換した施設がどの程度あってどの程度のCO<sub>2</sub>の削減効果が出てくるのかといった点について、お伺いしたいと思えます。

西條林業戦略課長

重油を木質バイオマスに替えた場合の利点と申しますか、そういう御質問だろうと思えます。

重油とペレットをカロリー当たりで比較いたしますと、重油が1リッター90円ぐらいの場合にはペレットと比較して同等ぐらいの燃料価格でなかろうかというふうに思っております。削減等についてはちょっと手元に資料がございませんので、また後ほどお示しさせていただきますと思えます。

元木委員

それでは、実際に使われている施設の内容としては、こういった施設に利用されておるのでしょうか。

西條林業戦略課長

ただいまも説明させていただきましたように、木材工場の乾燥施設でありますとか、農業用ハウス、あるいは先ほどもございました温泉施設の給湯、そういうところに利用されている状況でございます。

元木委員

県下の状況を見ておりますと、木材加工工場ですとか温泉施設等での利用が中心であろうかと思えます。しかしながら、県の施設にはいろんな分野の施設がございまして、例えば今度高層棟が開院する見込みであります三好病院ですとか県立病院をはじめとした大型の施設もあるわけがございますけれども、こういった所になかなか普及が進んでいないというようなのが実態であろうかと思えます。こういった施設にもこれから木質バイオマスを普及していくためには、やはりイニシャルコストをいかに低減していくかということが一つの大きな課題であろうかと思えます。これからバイオの時代を迎えるに当たりましてイニシャルコストが少しでも低減するように、雇用拡大の観点からもこの木質バイオマスあるいはまきストーブといったものも含めて導入拡大に向けた取組を県を挙げて、自然エ

エネルギー立県会長さんを知事さんに持たれておる県としても全国にPRできるような取組をしていただきたいなと思っておりますので、よろしく願い申し上げる次第でございます。

また、スペースの問題もあるということもお伺いしております。そういった点についても、今後、用地の獲得を含めて、県としても取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

それと、こういった木質バイオマスをはじめとした県産材の活用をこれから進めていくためには、これまで県としても進めてこられました林業飛躍加速化基金というようなものの活用ということがこれからも求められてくるんじゃないかなと思っております。今年度でこの基金のほう枯渇をするというような話も県のほうからお伺いをしておりまして、新年度以降の財源的な見通しが立たないことを心配しておられる業者さんもたくさんいらっしゃるんじゃないかなという気がいたしております。そういう中で、今後こういった事業を進めていくための財源確保に向けて、県としてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

#### 西條林業戦略課長

ただいま元木委員からございましたように、こういうバイオマス施設につきましては森林整備加速化・林業飛躍基金で実施をいたしておりますけれども、この基金も26年度で最終ということでございます。26年度の予算につきましては10億8,400万円ということでございます。

あと、基金は地球温暖化防止にも貢献する県産材の利用をはじめ次世代林業プロジェクトを牽引する重要な財源であることから、去る5月15日の徳島発の政策提言において基金の継続を提言したところであります。

また、四国4県議会正副議長会においても6月5日に基金の継続の要望をしていただいております。

今後ともいろんな機会を捉え、また県議会の皆様の御支援、御協力を仰ぎながら、基金の継続拡充について提言、要請を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 元木委員

バイオ発電というようなことについてもこれから導入が進んでこようかと思っております。地域で作るエネルギーは地域のもを活用して作るんだというようなスタンスで、地元の製材業者さんですとか、地元の建築関係、建築廃材等の活用というようなものも大きな課題となろうと思っておりますし、地元の森林組合さんと連携してこれまでの間伐の取組によって生じた端材ですとか廃材、こういったものも有効活用して、最小の経費で最大の効果が得られますように取り組んでいただきたいなと思っております。そのためにもやはりお金の確保というようなことが大前提であろうかと思っておりますので、予算獲得に向けてこれまで以上の取組をお願いしたいと思うわけでございます。

続きまして、太陽光発電の関係で少し確認をさせていただきたいんですけれども、最近の新聞報道等を見ておりますと、FIT固定価格買取制度の推進に伴いまして売電価格が



少しずつ段階的に下げられておるといような中で、売電価格が下がる前に太陽光発電導入の申込手続等をして、実際の工事はなかなかしてくれないといような業者さんがたくさん出て、いわゆる差益狙いの業者さんが出て、これを取り締まるのに経済産業省さんも御苦労しておるといような報道がございます。このような中で、真面目な業者さんが損をしないようなために、県として何らかの措置なり取決めがあったほうが今後の太陽光発電の更なる普及に向けて有効であるんじゃないかなという気もいたしておるわけでございますけれども、この点についての御所見と今後の対応方針についてお伺いをいたしたいと思っております。

#### 北川自然エネルギー推進室長

元木委員から、新聞報道であった太陽光の事業認定が取り消された経緯について、御質問があった。

平成24年度、認定を受けた太陽光の発電設備、うち400キロ以上の中規模な設備でございますが、これを経済産業省のほうから報告徴収を求めて、その結果を2月14日に公表しているところでございます。今回、先生がおっしゃっていただきましたのは、5月末時点で、聴取した内容の認定を取り消したといった報道がなされたところでございます。報告聴取のものと内容につきましては、土地の取得、賃貸等による場所が決定していたか、それから設備の発注等によりまして設備仕様が決定しているか、こういった2点で聴取したと。その結果につきましては場所と設備仕様がともに未決定な案件が571件、それから報告未提出の案件が101件でございます。あと、場所とか設備仕様いずれかのみ案件が484件でございます。この571と未提出ということで101件につきましては、この5月に、さっき新聞報道でもありましたが、場所と設備がともに未決定又は報告未提出672件のうち144件の認定を取り消したというふうに発表されたところでございます。それ以外では、事業継続を認められたものが138件、8月末まで処分を猶予されたものにつきましては288件、今後聴取ということで107件というふうな状況でございます。

徳島県内の、個別の案件は国のほうは発表されておられませんのでちょっと状況は出されておませんが、私も、県の補助や融資制度に係る太陽光発電につきましては問題のある業者はいないというふうな形では確認はとれてございます。情報収集に努めるとともに、利用者からそういった相談があればできる範囲の検討をしていきたいと思っております。そのような、報道でありましたような悪質な業者が、善良といえますか、事業者の方の足を引っ張るといえますか、そういったことにならないように注意していきたいと。

#### 元木委員

具体的な数値をお示しいただきました。この問題については、いわゆる業者さんの立場からすると、経済的な利益が最大化するよう行動をとるといのが企業人として当然の行動であろうかと思っております。この制度の抜け穴といいますか、裏道を使って、こういった差益を拡大させていくといようなことではなくて、県下の企業さんが一体となって環境に優しい町を作っていこうじゃないか、県を作っていこうじゃないかという流れの中で、皆さんで協力してこの太陽光発電普及に向けて取り組んでいくということが本当に大切であろうかと思っておりますので、こういった問題が少しでも軽減できるように、県あるいは国に

要望するなどして、取組を通じて、規制をはじめとしたこういった問題の抑止につながる取組を進めていただきたいと思います。

あと、最近、私の地元でも農地への太陽光発電というようなことも急速なスピードで進んでおるようにお見受けしておりますけれども、現状、県下で農地への太陽光発電の設置というのは、件数あるいは面積等、どのような状況であるのか、お伺いしたいと思えます。

井筒農村振興課長

ただいま、農地におけます太陽光発電施設の整備状況ということの御質問がございました。

太陽光発電等の設備を農地に設置する場合、市街化区域に設置する場合を除きまして、農地法におけます農地転用許可等の手続が必要とはなってきます。原則、甲種農地とか第1種農地といったいわゆる優良農地につきましては太陽光の設置は認められていない状況でございますけれども、比較的まとまりのない農地あるいは市街化が見込まれる地域、第2種農地、第3種農地とっておりますけれども、そういう所につきましては太陽光発電の整備も許可できるということで、そういう中で現在の許可件数でございますけれども、24年度は固定価格買取制度が開始された年度でございますけれども、その年度は28件、それから25年度になりましてやはり大きく伸びまして県下で167件となっております。また、面積につきましては、24年度の28件が約6万9,000平方メートル、それから25年度の167件に対しまして23万7,000平方メートルとなっております。合わせまして、2年間で195件の30万6,000平方メートルの転用となっている状況でございます。

元木委員

24年度と25年度を比べただけでも大幅な数字の伸びが実感できたわけでございます。今後耕作放棄地の拡大に伴いまして、この太陽光発電をしようという方もますます増えてくるんじゃないかなと思っております。私自身も車等で走って太陽光発電のパネルを見ておりますと、景観の問題というのものもあるんじゃないかなと感じることがございます。昔ながらの田舎の古きよき田園風景というものが太陽光発電の太陽光パネルにどんどん変わっていく姿を見て、これは自然と調和した形での太陽光パネルをもっと増やしていかなければならないんじゃないかなといったような御意見もお伺いをするわけでございます。こういった景観にも配慮しながら、今後農地への太陽光発電というものについても研究と検討をしっかりと重ねていただいて、導入拡大に向けて、本県ならではの農地での太陽光設備ということで具体的な取組を更に進めていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それと最後になりましたけれども、先般新聞報道でございました、私の地元の三好市黒沢湿原というような県指定の天然記念物がございますけれども、その希少植物の盗掘がやまないというようなお話でございました。地元の小学生が植えたサギソウですとかトキソウ、キンランといった植物が何者かに勝手にとられてどんどんなくなっていっておるといったようなことを地元の黒沢湿原を守ろう会の方が、会員さんが調べていただいたという報道がございまして、何とかこういった問題が今後減っていくような取組をしていかなければ

ればならないんじゃないかなという思いで新聞を読ませていただいたところでございます。こういった問題を改善していくためには、やはり何といたっても訪問者のモラルをいかに向上させいかというようなことが一番大事であろうかと思えますし、条例を改正することによって、現在罰則も3万円ということでございますけれども、こういった罰則を強化していくといったことも一つの案じゃないかなと思っております。こういう中で、県として今後の黒沢湿原の問題についてどのように対応していくお考えなのか、お伺いしたいと思えます。

#### 草野学校政策課長

元木委員から天然記念物の保護に関する御質問でございます。

県指定の天然記念物におきましては、文化財保護法ではございませんで県で定める条例の中で指定してございますが、具体的な保護の方法といたしましては現状変更、つまり指定する中でそのものを取ったり、動かしたりする場合は罰則を課しているわけでございます。また指定する中のしてはいけない行為につきましては、県といたしましてもしっかりと周知を図るとともに、その行為の明確化といったものに引き続き努めてまいりたいと思っております。

#### 元木委員

ぜひ、この黒沢湿原の有する豊かな自然、これを守っていくことが子供たちの未来にとっても有効であろうかと思えますので、この県下でもそんなに多くない植物の種類であると思えますので、こういった植物を守って、実際に、本県の児童、生徒さんに間近で見たいいただきたいというのが私の思いでございます。私の子供も5歳ですけど、やはり動物に餌をやったりするのが本当に大好きでして、植物よりも動物のほうがやっぱり関心があるのかなと、マスコミの影響もあるのかなと思うときもございますけれども、やはりそういう中で植物のよさというのを子供たちに再認識していただきたいという意味におきましても、この希少植物の保存というようなことについてなお一層のお取組を頂きますとともに、地元の子供たちだけでなく少し離れた所の学校の子供さんでも黒沢湿原を訪れて環境学習をしっかりとやっていただくというようなことについても、教育委員会といたしましても御配慮いただきたいと思うわけでございますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

ちょっとあと一点だけ質問させていただきたいんですけれども、環境マネジメントシステムという取組が県においてもなされておるわけでございますけれども、本年をもちましてエコオフィスの県率先行動計画が、計画期間が最終年度になるというようなことでございます。県においてもPDCAサイクル、いろんな取組を行っておられておまして、これまでは民間業者さんに委託して認定なり賞を受けるなりしてきたのを自前でできるだけできるような仕組みにしてコストを下げていただいたというふうなことで様々な努力をされておると思うわけでございますけれども、これまでの成果がどのような成果であったのか、そしてその成果を踏まえて今後どういった計画を作ろうとしておられるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

## 割石環境首都課長

ただいま元木委員のほうからエコオフィス徳島県率先行動計画に係る御質問かと思いませんけれども、御質問いただいております。

まず、県の事業所としての環境負荷への低減ということの取組につきましては、従来はISOの14001を認証取得いたしまして環境負荷の低減に努めてまいりました。その後、この認定取得につきましては事務作業が非常に煩雑であるということと、あと膨大な文書が必要であったり、また多額の経費が必要であるということで、改善しようということで、平成21年から、ただいま申し上げました環境首都とくしま・県マネジメントシステムという形で、事務事業の環境への負荷の低減につきましては先ほど申しましたエコオフィスとくしま・県率先行動計画という形で管理していくということを進めてまいっております。

ただいま委員のほうからお話ございましたとおり、現在第四次計画ということで、26年度、今年度までの計画期間の取組を進めているところでございます。この取組の中では、県の事務事業として紙類の使用量であるとか、電気とか、水とか、あるいは燃料の使用量の削減に向けた取組を進めてまいっております。

取組の成果といたしましては、用紙類等につきましては、目標につきまして若干その目標を達成できていないという中身がございまして、水であるとか燃料の使用とかにつきましては目標値を達成しているという中身でございまして。

今後の取組といたしましては、今年度の取組状況を踏まえまして、第五次の計画に向けた作業を今年度中に計画を立てましてその後の取組を進めてまいりたいと考えております。

## 元木委員

エコオフィスといいますと、紙・ごみ・電気というのが今一番基本的な数値目標であると伺っております。この中でもこの紙のごみが今出たというようなお話でございましたけれども、県でもICTの活用ということはもう10年も前から進めてこられておまして、今、職員の方々も全員がパソコンを持ってネットワークでつながっておるという状況でございまして、是非紙を節減というような点についても少し踏み込んだ数値目標を設けるなりをして、ICTを活用したメリットといいますか、そういったことの一つとして捉えていただきたいなと思っております。

いろんな県民の方の意見を伺って、これからもエコオフィスとくしま率先行動計画を更に進化する計画としてすばらしい計画となりますことを心より御期待申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

## 森本委員

全部言われて、関連ばかりになるんですけども、最初に大西委員さんのスーパーの袋の問題なんですけど、これ、去年、私、総務委員会の県民環境部のところで、普及率が徳島県はほぼ0なので何とか増やす御努力をしていただきたいというお願いをしたんですけども、やっと予算が付いたなと思ったら、大西委員さんがおっしゃるように、対策会議やPRだけみたいな感じなので、これ、その時も言ったんだけど、やっぱり一番は有料化なんですよね、買物の、スーパーの袋の有料化なんです。大体、都市部へ行ったら10円です。私も県外で母親が入院している時にずっと毎週通って、名古屋の近くなんですけど、スー

パーへ毎日買物に行った時に、最初は10円で買いよったんですけれども、だんだん恥ずかしくなってくるんよね。それだけ都市部の普及率が高い、買物袋のね。どこで、見つけて私も持つとくようになったんですけれども、やっぱりいい意味で多数に流される部分があって、これはどうしてかというのでも調べたことがあるんですけれども、やっぱり有料化、東京なんかも圧倒的に全て有料化であります。無料の場合はやっぱり非常に難しいなと思う。入れてもらった袋をまた家に帰ってごみの袋にも使えるしね。それを断たれるとまた小さな袋も別に買わなきゃならんという循環がありまして、難しいんですけれども、やっぱりここは、それで我々消費者がきちっと心を改めないで全く進まないんじゃないかなと思うし、これは行政のほうはやっぱり県内の大手のキョーエイさんであるとかマルナカさんであるとか、そういうところとやっぱりきちっと話し合いをしてほしいな。PRをしていくという中に、多分量販店の皆さんとの意見交換もあると思いますよね。でも、その中で、やっぱり決め手は、私はもうこの袋の有料化、これに尽きると思うので、10円がもったいなかったら自分で洗濯のできる袋を用意したらいいわけだし、その点、これからのPR活動、啓発活動の中で量販店の皆様と踏み込んだ交渉をしていただきたいなと思うんですけれども、いかがでありますでしょうか。

#### 割石環境首都課長

ただいま森本委員のほうからレジ袋削減に向けて取組の方向についての御質問を頂いております。

ただいま委員おっしゃられたとおり、レジ袋削減につきましてはいろいろな手法がございます。マイバッグを持ってきた方にポイントを与えるとかいろいろな手法がございますけれども、確かにレジ袋の有料化というのがかなり削減には役立つというふうなことはお話を伺っております。ただ、これまで去年の委員会でも御質問いただいておりますように、食品スーパーの事業者の皆様方と何度か意見交換を実施しまして、今年度も既に1回実施しております。ということで、食品スーパー関係の事業者の十分御意向、いろいろ、競合他社のいろいろな取組の方向であるとか、当然消費者の皆様がどこまで協力いただけるかとか、いろいろな課題がございますので、そういったことを踏まえまして、十分意見交換を踏まえて、より効果的な事業展開を図ってまいりたいと考えております。

#### 森本委員

当初、やっぱり消費者にも抵抗感があるんですね、10円を払うというのは。相当難しいと思うけど、スタートを切ったら全然難しくないんだ、これ、私の、自分の経験から。多分、県民の皆さんも家に買物バッグはあふれとると思う。いろんな所、私は県から何個もろうたか分からんぐらいあるんですよね、家に。これ何かいなと思ってば一っと開いたら、袋よな。そのぐらい普及をしとるし、これを車の中にいつも二つぐらい放り込んでおくという癖をつけたら、一挙に私はもう解消できる話じゃないかなと思うので、ここは量販店の、特に大手のオーナーの方と踏み込んだお話を私はしていただきたいなと思います。なかなか全てと交渉というのは難しいしね。丸若先生とも一遍交渉してもろうて、率先してやっていただいたら。これ、本当、スタートしたら誰も損せんのですよ。全く損せんのですよ、これね。みんな自分の持っているし、別に自分の持つておったら10円を払う必要も

ないし。あと、ごみ袋、小さなやつはやっぱり買わないかなというような気はするんですけどね、家庭で使う分。やっぱり、これ、私は当然のことだと思うので、ごみの問題というのは。ごみの処理にどれだけのお金がかかっておるかというのが、行政がごみ問題でどれだけ取り組んだらいいかというのは、やっぱり一般消費者の方にも更に御理解を頂くためにも、私は行政の力を発揮すべきところだと思うので、今後、百何万かお金が付いていまずけど、交渉の中で踏み込んで、一步でもスタートしていただきたいな、今年中に。これは強く要望をいたします。

それと、先ほど元木委員さんのほうから太陽光に係る土地利用の話、これ、私、付託で実は聞こうかなと思うとったんですけども、経済でも、経済委員会でおるんですけども、こちらでもどちらでもいいなと思うとった。実は、経済産業省、先月飛び込みで行って、価格の高い時に開発許可をとってスタートを切ろうとしている人が非常に多過ぎてものすごい数になってきて、いまだに事業のスタートが切れないというのが余りにも多い。個別に指導をしていくし、やるのかやらないのかというのを全てチェックしていくということを行いました。経済産業省は、これ、多分、徳島のことでも分からないと思うので、県のほうに協力依頼があると思います、それは、徳島県の実情というかな。

先ほど元木先生も聞かれておりましたけども、私、この中で、例えば、事業者が申請をして許可をとったんですけども、もうええわ、もうちょっとお金もないからやめますという人が相当おると思うんですよ。この開発許可の問題なんかはどうなるんでしょうか、そのときは。

丸若委員長

小休します。（14時02分）

丸若委員長

再開します。（14時02分）

井筒農村振興課長

ただいま、太陽光発電につきまして、農地転用の許可をとってその後申請者の方が事業を取りやめるといような場合はどうなるのかということでございますけれども、やはり農地転用につきましては、転用目的に基づいて転用許可いたしますので、その事実がなくなった時点で転用許可の取消しといようなことをさせていただくこととなります。

森本委員

このことは、許可の取消しというのは、委員会へかけるのかな、そのまま行政のほうから一方的に取消しできるのだろうか。

井筒農村振興課長

ただいまの許可取消しの場合についての御質問ですが、ちょっと申し訳ございません、確認して、後日、後ほどお答えさせていただいてよろしいでしょうか。申し訳ございません。

## 森本委員

大変難しいと思うんよね。難しいだけに、私は、知らない人の土地についてはきちっと処理をしておかないと、2年後、3年後、4年後、5年後、また非常に、これ悪用される可能性もあると思うんよね。もう既にとっとる書類、この土地はとれとるといのでまた転売をされたりとかそういう可能性というのが非常にあるので、経済産業省なんかが多分指導していくというのはそういう側面もあるというのを聞きました。そんなあれなので、早急にそういう準備をしてもらいたいなと思います。これ、今から重い腰を上げてしようかなというのは非常に少ないということを知りました。まだ経済産業省は警告をスタートしたのが今月からなんよね、個別に、全国、やり出したのは。だけど、やっぱり、しますというのは相当激減をしないとというのを聞いております、太陽光の許可をとったものと。ほんで、また気の毒なケースもあるんですよ、太陽光のパネルをいっぱい買って並べてあるんやけど、隣近所にぐずぐず言われていまだにできない、県にいろいろ御指導いただいいていまだにできないというケースも私の知り合いでもおるんですけども、そういうケースは早くするように私は指導したらいいと思うし、それ以外の、やっぱりできない、知らないという所は、きちっと本人の言質をとってそれなりの土地の処理をすべきだと思います。

また、規制緩和で耕作放棄地の利用について、これについても相当急速に去年から拡大をしてまいりました。この点はまあまあ割とええんですけども、耕作放棄地で太陽光をやるというのは非常に有効な手段としてそれなりの皆さん思いでやっていますので、これから放棄地の分についても相当許可の申請が増えてくると思いますけども、その点もきちっとやっていただきたいなと思っております。

また、付託の時でも、先ほどのお話も続き、ちょっとしていただいたらなと思いますので、よろしく願いをいたします。

最初なのでね。環境の委員会というのは、非常に、我々、身近な人、県民、市民に一番密接な問題が出てくるところなんですよ。大気の問題とか水の問題、騒音の問題、悪臭の問題、特に私は徳島県庁を褒めるつもりはないですけど、なかなか対応が全国の行政に比べて早いというのを去年1年間でも感じました。特に中国のPM2.5なんかについて非常に早い対応を、県民環境部の委員会あるいは環境の委員会でもお願いをしたんですけども、定点観測の場所も一挙に増えたし、機械も買ったし、警告件数、警告のやり方というの、これ、全国の自治体が非常に、実は、私のところへよく聞きに来る地方議員がたくさんいるんですよ。これ、一遍フェイスブックかなんかで私が書いたことがある。そうすると、やっぱり都会なんかすごく遅れてるんよね。東京都議会は今問題になっていますけども、都議会、区議会というのは非常に遅れている。そういう意味で、私たちの徳島県庁の皆さんは本当に私はようやっていただけのなと思って感謝をしないと、非常に参考になる。議会で質問をしたりお願いをする参考になるということをおっしゃいます。その調子でこれからも私は頑張っていたきたい。

特に、また、3・11以降の原発の放射能の問題でも、徳島県は全く福島第一原発の放射能に関しては安全地帯ですよ、でもその中でやっぱり徳島県産の野菜、農水産物を守るという意味で、私もあれ何回も議会出てたんだけど、あの時も非常に迅速やった。0は分かるとるんだけど、きちっと検査をして、それを公表するのが徳島のブランドを守るため

やというような御認識を、当時の農林部長も答弁で頂いて、機械も当然増やしたし、徳島の野菜、魚はノーベクレルですよというのを広くPRをしていただいたことがまた徳島の農産物の発展に私はつながったのではないかなと。あの時も実は、非常に、特に関東、東北のほうの方から問合せがございました。徳島県の対応のよさですよ、よさよね、どうしたらあんなになるんだろうと。それは県議会がしっかりしておるからですよというような、これは冗談ですけども、いやいや、やっぱり議会質疑というのをうちの徳島県庁の行政は非常に大切にしてくれるし、議会での質疑や私たちの意見を大切にしてくれる行政であって、それが我々、ひいては県民の声を反映させるということだと思いますよというようなことを大分言ったんですけどもね。ちょっと褒めたことばかりになったんですけど、先ほど木南先生が指摘したような話もございますので、安心をせずに、これから我々いろいろな意見を出しますけどもやっぱりきちっと対応をして、安全・安心の空気も水もきれいな徳島県を作るのが皆さんの私のお力だと思うので、頑張っていたきたいな。最初なので強くお願いをして終わります。

丸若委員長

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、以上で質疑を終わります。

古田委員

すいません。午前中の最後に私の質問でうんぬんがありましたので、やっぱりきちんとそれについては言っていたきたいと思います。

丸若委員長

はい。それについては先ほど言いましたように、資料も頂いておりますので、それについてきちんと文書で皆さんに渡しますということで。一応委員会で、いわゆる特定できる個人の方の発言について、ちょっと私自身が問題があるなど、一応確認とらなければいけないなというふうな判断で、ああいうふうに申したんです。その中で副委員長ともどもその発言の元になった古田委員さんが言われたことについて、確認して、それで問題なければそれについて皆さん方に、またこういうことで、問題ありと私が、委員長が判断したと。それについて検討結果、こういうことでしたということで、きちんとした文書によって皆さんにお諮りすると、伝達いたしますということで御了解いただいたと思ってるんです。ですから、文書で回すということで御了解いただきたいと思うんです。

古田委員

先ほどそういうお話だったんですけど、文書でしていただくのもそれはいいんですけども、やっぱり聞いてくださっている方も、テレビでね、庁内テレビで全部見えるというふうなことでね、見てくださってる方もおいでるかも分かりませんので、誤解があったら困りますので、きちんと対応していただきたいと思います。



丸若委員長

分かりました。それじゃあ古田委員さんの方から今御発言がございましたので、実は昼休み中に古田委員さんの方から、新聞報道によるとというふうな御発言があったんですけど、何の新聞で、どういうふうにかいたのかということで、資料提出を求めまして、私の方に資料を頂きました。私としては文書でと思いよったんですけど、よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

はい。それでは発言の元になりました新聞については、平成26年5月1日の朝日新聞です。これ朝刊ですね。その中で、「4電力、廃炉も検討」という大きな見出しで、「老朽原発関係電など表明」ということで、その中で、このような文言があります。まあいろいろあるんですけど、「同じく運転開始から40年の島根1号機を抱える中国電力と、37年の伊方1号機を抱える四国電力の両社長も2014年3月期の決算会見で」、もう一回言います。「両社長が2014年3月期の決算会見で、廃炉にするかどうかの検討を始めるとした」というふうな記事が出ております。これを元に古田委員が、発言されたということですので、私としてもその発言の根拠となる新聞記事を直接拝見いたしましたので、特に問題なしとの見解を持ちましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でよろしいですか。

古田委員

はい。

丸若委員長

それでは続けます。当委員会の県外視察についてですが、ただ今の予定としては、8月19日火曜日から8月21日木曜日までの三日間の日程で、再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組等を調査するため、東北、関東方面の関係施設等を視察したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。（14時12分）